

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5月20日
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目 2 番19号
【電話番号】	代表 03 (3568) 7007
【事務連絡者氏名】	執行役員財務担当 五十嵐 達哉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目 2 番19号
【電話番号】	代表 03 (3568) 7007
【事務連絡者氏名】	執行役員財務担当 五十嵐 達哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、平成28年8月1日を効力発生日として単独新設分割を行うことに関し、平成28年6月24日に開催する定時株主総会に議案として提出することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1 当該新設分割の目的

当社は、これまで主にSIP/VoIP技術を中心に事業を進めて参りました。

しかしながら、現在の当社グループを取り巻く事業環境については、大手通信事業者の事業の方向転換を契機に、構造そのものが急速に変化しております。これを受け、当社グループには従来の延長線上にない新たな事業領域の開拓が求められているものと現状を認識しております。

当社グループがこのような事業環境の変化に適応し、将来にわたって永続的に成長・発展するためには、M&A（Merger and Acquisition/企業合併・買収）や戦略的な事業提携を視野に入れた大局的な視点からの意思決定と戦略と一貫した経営資源の配分が求められます。これらを受け、グループ全体の企業価値を向上し、かつ最大化するため、新しい経営体制の構築が不可欠であるとの結論に至りました。

このような背景から、当社グループは持株会社体制に移行し、当社の事業を、新設する「株式会社ソフトフロントジャパン」及び「株式会社ソフトフロントR&D」に承継させる新設分割を行います。

当社グループが今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社制に移行する目的は以下のとおりです。

（1）「戦略の立案」と「戦略の実行」を分離し、経営効率を強化

持株会社がグループ横断的な戦略の立案とそれを実現するための経営資源の管理・配分に専従し、各事業会社は、グループ経営戦略の方向性に基づき、各事業にスピード感を持って専念することで、役割を明確に分離し、グループとしての経営効率を向上させます。

（2）ポートフォリオ型の事業経営により、環境適応力を強化

今後の当社グループ事業の中核となる「コミュニケーションプラットフォーム事業」及び「ネットとリアルの融合事業」の領域において、新事業を多角的に展開しつつ、新旧の事業を複合的に運営することで、環境の変化に柔軟に適応できる足腰の強い経営を実現します。

（3）グループシナジーの実現

中期経営計画を核に、グループ内の各事業会社が持つ市場・人材・技術・ノウハウ等を横断的に共有・融合・活用することで、新たなビジネスのチャンスを獲得し、収益をスピーディに拡大します。

以上の施策を推進するため、当社がソフトウェア販売事業、受託開発事業、物品販売事業及びこれらに付帯する事業に関して有する権利義務を「株式会社ソフトフロントジャパン」に、当社が研究開発関連事業及びソフトフロントベトナム関連事業に関して有する権利義務を「株式会社ソフトフロントR&D」に、それぞれ継承する新設分割を行い、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

2 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容及び新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

（1）分割の日程

当社取締役会	（新設分割計画承認決議）	平成28年5月16日
当社株主総会	（新設分割計画承認決議）	平成28年6月24日（予定）
分割期日（効力発生日）		平成28年8月1日（予定）

（2）分割方法

当社を分割会社とし、新設する「株式会社ソフトフロントジャパン」及び「株式会社ソフトフロントR&D」を承継会社とする新設分割の方法によります。

（3）新設分割に係る割当ての内容及び新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

新設分割に際して、新設会社（「株式会社ソフトフロントジャパン」）が発行する普通株式1,800株及び新設会社（「株式会社ソフトフロントR&D」）が発行する普通株式600株は、すべて分割会社である当社に割当てます。

（4）分割交付金

分割交付金の支払いはありません。

(5) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その取扱いに変更はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

承継会社は、平成28年5月16日付「新設分割計画書」の定めるところにより、当社が分割事業に関して有する単独新設分割の効力発生日時点の資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継いたします。

なお、承継会社へ承継させる債務につきましては、当社が重畳的債務引受を行うものとし、ただし、当社と承継会社との関係においては、承継する債務の全部を承継会社が負担するものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、単独新設分割の効力発生日以降に履行すべき債務の履行を担保するのに足りる資産を有しており、当社及び承継会社の負担すべき債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

(8) 会計処理の概要

企業会計上、取得に該当いたします。

3 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 株式会社ソフトフロントジャパン

商号	株式会社ソフトフロントジャパン
本店の所在地	東京都港区赤坂四丁目2番19号
代表者の氏名	代表取締役 高須 英司
資本金の額	90百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業内容	ソフトウェア販売事業 受託開発事業 物品販売事業 上記に付帯する事業

(2) 株式会社ソフトフロントR&D

商号	株式会社ソフトフロントR&D
本店の所在地	東京都港区赤坂四丁目2番19号
代表者の氏名	代表取締役 佐藤 和紀
資本金の額	30百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業内容	研究開発関連事業 ソフトフロントベトナム関連事業

1. 株式会社ソフトフロントジャパンの新設分割計画
新設分割計画書（株式会社ソフトフロントジャパン）（写し）

当社（以下、「甲」という。）は、新たに設立する株式会社ソフトフロントジャパン（以下、「乙」という。）に、甲のソフトウェア販売事業、受託開発事業、物品販売事業及びこれらに付帯する事業（以下、これらを総称して「本件事業」という。）に係る資産、債務、雇用契約その他権利義務を承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり分割計画書（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（乙の定款）

本件分割により設立すべき乙の定款は、別紙1「株式会社ソフトフロントジャパン定款」に記載のとおりとする。

第2条（分割に際して発行する株式及び割当）

乙は、本件分割に際して普通株式1,800株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

2 乙は、本件分割に際し、甲に対して前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第3条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙の資本金及び準備金等の額は下記のとおりとする。ただし、効力発生日における甲の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

(1) 資本金	金90,000,000円
(2) 資本準備金	金0円
(3) その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号及び前々号に定める額を控除した額
(4) 利益準備金	金0円

第4条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 設立時取締役 | 高須英司、阪口克彦、佐藤和紀 |
| (2) 設立時監査役 | 五十嵐達哉 |

第5条（承継する権利義務等）

分割により乙が甲より承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本計画作成後乙の成立日（第6条に定義する。）までに当社に新たに帰属するに至った分割事業に関する権利義務についても、別紙2の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。

2 甲から乙に対する債務の承継は重畳的債務引受の方法により行うものとする。ただし、当社と新設会社との関係においては、承継する債務の全部を新設会社が負担するものとする。

3 第1項に規定する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続に要する登録手続き費用その他の一切の費用は、新設会社の負担とする。

第6条（分割の効力発生日）

会社法第924条に定める乙の設立の登記をなすべき日（以下、「乙の成立日」とする。）は、平成28年8月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務の免除）

甲は本件分割の効力発生日においても、本件事業に関して会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第8条（分割条件の変更及び中止）

本計画作成後乙の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、甲は必要に応じて本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

第9条（その他）

本計画に定めるもののほか、会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲が決定するものとする。

平成28年5月16日

東京都港区赤坂四丁目2番19号
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 阪口 克彦

（別紙1）

株式会社ソフトフロントジャパン 定款
第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社ソフトフロントジャパンと称し、英文では、Softfront Japanと表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ・プログラム及びデータの設計、開発、製造、販売
- (2) コンピュータ関連機器、通信用電子・電気機器の設計、開発、製造、販売
- (3) コンピュータによる情報処理サービス及び情報提供サービス
- (4) コンピュータ・ネットワーク上の情報処理・提供サービス及びプロバイダー事業
- (5) 書籍、雑誌の編集、制作、出版、販売
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は当社の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、株主総会の決議によって、特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合は、会社法第160条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(株主への株式割当)

第11条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役会の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第12条 当社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第14条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第15条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主の住所等の届出)

第16条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑等を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第17条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続きを経ずに株主総会を開催することができる。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第19条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第21条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第32条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数及び選任)

第35条 当会社の監査役は、2名以内とする。

2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第40条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成29年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

(別紙2)

承継権利義務明細表

本件分割により、新たに設立する株式会社ソフトフロントジャパン(以下、「乙」という。)が当社(以下、「甲」という。)から承継する権利義務の明細は、乙の成立日において分割事業に属する次に掲げる権利義務とする。

承継する資産及び負債については、平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

分割事業に属する製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他の流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

(2) 固定資産

有形固定資産

分割事業に属する構築物、工具器具備品、その他有形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

無形固定資産

分割事業に属するソフトウェア、その他の無形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

なお、自社開発ソフトウェア資産は承継対象としない。

(3) その他

分割事業にかかるその他一切の資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切(ただし、本別紙において別段の定めがなされているものについてはその定めに従うものとする。)

なお、株式会社筆まめ、デジタルポスト株式会社、株式会社コロコニ、株式会社ワールドスケープ及び株式会社アナムネの株式、SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.の出資持分並びに株式会社ワールドスケープの新株予約権付債は承継対象としない。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

分割事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他の流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

(2) 固定負債

分割事業に属する一切の固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切

3. 承継する雇用契約

分割効力発生日において分割事業に従事する従業員との雇用契約の一切

4. その他の権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

分割事業に属する売買契約、賃貸借契約(本社オフィスに係る賃貸借契約を除く)、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

(2) 許認可等

分割事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。

5. 承継される権利義務から除外される資産その他の権利義務

知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新設会社に承継されない。ただし、乙の成立の日において甲が所有し、分割事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が新設会社にその実施権又は使用権を付与する。

以上

2. 株式会社ソフトフロントR & Dの新設分割計画
新設分割計画書（株式会社ソフトフロントR & D）（写し）

当社（以下、「甲」という。）は、新たに設立する株式会社ソフトフロントR & D（以下、「乙」という。）に、甲の研究開発関連事業及びソフトフロントベトナム関連事業（以下、これらを総称して「本件事業」という。）に係る資産、債務、雇用契約その他権利義務を承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり分割計画書（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（乙の定款）

分割により設立すべき乙の定款は、別紙1「株式会社ソフトフロントR & D定款」に記載のとおりとする。

第2条（分割に際して発行する株式及び割当）

乙は、分割に際して普通株式600株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

2 乙は、本件分割に際し、甲に対して前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第3条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙の資本金及び準備金等の額は下記のとおりとする。ただし、効力発生日における甲の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

(1) 資本金	金30,000,000円
(2) 資本準備金	金0円
(3) その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前号及び前前号に定める額を控除した額
(4) 利益準備金	金0円

第4条（乙の設立時取締役の氏名）

乙の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 佐藤和紀、阪口克彦

第5条（承継する権利義務等）

分割により乙が甲より承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本計画作成後乙の成立日（第6条に定義する。）までに当社に新たに帰属するに至った分割事業に関する権利義務についても、別紙2の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。

2 甲から乙に対する債務の承継は重疊的債務引受の方法により行うものとする。ただし、当社と新設会社との関係においては、承継する債務の全部を新設会社が負担するものとする。

3 第1項に規定する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続に要する登録手続き費用その他の一切の費用は、新設会社の負担とする。

第6条（分割の効力発生日）

会社法第924条に定める乙の設立の登記をなすべき日（以下、「乙の成立日」とする。）は、平成28年8月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務の免除）

甲は本件分割の効力発生後においても、本件事業に関して会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第8条（分割条件の変更及び中止）

本計画作成後乙の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、甲は必要に応じて本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

第9条（その他）

本計画に定めるもののほか、会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲が決定するものとする。

平成28年5月16日

東京都港区赤坂四丁目2番19号
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 阪口 克彦

（別紙1）

株式会社ソフトフロントR & D 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社ソフトフロントR & Dと称し、英文では、Softfront R&Dと表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ・プログラム及びデータの設計、開発、製造、販売
- (2) コンピュータ関連機器、通信用電子・電気機器の設計、開発、製造、販売
- (3) コンピュータによる情報処理サービス及び情報提供サービス
- (4) コンピュータ・ネットワーク上の情報処理・提供サービス及びプロバイダー事業
- (5) 書籍、雑誌の編集、制作、出版、販売
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は当会社の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(株主への株式割当)

第10条 当会社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 当会社の株式を取得した者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第13条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主の住所等の届出)

第15条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑等を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、その株主総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障がある時は、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、1名以上5名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当社に取締役を複数設置する場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。
2 代表取締役は社長とし、社長は当社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第26条 当社の業務のうち、重要な業務は取締役の過半数をもって、その執行を決定する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
2 前項のほか、株主総会の決議によって、基準日を定めて、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第31条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2 前項の金銭には、利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成29年3月31日までとする。

(附則の削除)

第2条 本附則は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

(別紙2)

承継権利義務明細表

本件分割により、新たに設立するソフトフロントR&D株式会社(以下、「乙」という。)が当社(以下、「甲」という。)から承継する権利義務の明細は、乙の成立日において分割事業に属する次に掲げる権利義務とする。
資産及び負債については、平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

分割事業に属する、製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他の流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの一切

(2) 固定資産

有形固定資産

分割事業に属する構築物、工具器具備品、その他有形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの一切

無形固定資産

分割事業に属するソフトウェア、その他の無形固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの一切

なお、自社開発ソフトウェア資産は承継対象としない。

(3) その他

分割事業にかかるその他一切の資産(SOFTFRONT VIETNAM CO., LTD.の出資持分を含む。)のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの一切(ただし、本別紙において別段の定めがなされているものについてはそのために従うものとする。)

なお、株式会社筆まめ、デジタルポスト株式会社、株式会社コロコニ、株式会社ワールドスケープ及び株式会社アナムネの株式並びに株式会社ワールドスケープの新株予約権付社債は承継対象としない。

2. 承継する負債

- (1) 流動負債
分割事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他の流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの一切
- (2) 固定負債
分割事業に属する一切の固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの一切
- 3. 承継する雇用契約
分割効力発生日において分割事業に従事する従業員との雇用契約の一切
- 4. その他の権利義務
 - (1) 雇用契約以外の契約
分割事業に属する売買契約、賃貸借契約（本社オフィスに係る賃貸借契約を除く）、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。
 - (2) 許認可等
分割事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。
- 5. 承継される権利義務から除外される資産その他の権利義務
知的財産
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新設会社に承継されない。ただし、乙の成立の日において甲が所有し、分割事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が新設会社にその実施権又は使用権を付与する。

以上

3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

- (1) 対価の相当性に関する事項
対価の総数に関する事項
新設分割設立会社である株式会社ソフトフロントジャパンは本件分割に際して1,800株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。また、株式会社ソフトフロントR&Dは、本件分割に際して600株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。
当社は、本件分割に際して、株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントR&Dの全株式を取得することから、当社の純資産の額に変動がなく、株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントR&Dが交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、本件分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントR&Dの株式の適正かつ効率的な管理を行う上で、上記の株式数とすることが相当と判断し決定いたしました。
当社は、本件分割により設立する株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントR&Dの資本金及び準備金等の額の決定にあたって、柔軟な資本政策の実現を可能にするとともに、事業の規模に相当する株主資本を内部留保するため、株式会社ソフトフロントジャパン及び株式会社ソフトフロントR&Dの資本金及び準備金等の額を各社の新設分割計画書第3条記載のとおりとすることを決定しました。
当社は、上記が相当であると判断しております。
- (2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要債務の負担、その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象
当社は、平成28年4月22日開催の取締役会において、株式会社筆まめの全株式を取得して子会社化することについて決議し、平成28年4月26日に全株式を取得しております。

以上